

奈良県児童虐待防止アクションプラン概要

改定の背景・趣旨

- 平成22年3月に県内で発生した児童虐待死亡事例から、「奈良県児童虐待対策検討会」による提言を受け、平成23年度に「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(第1期:平成23年~25年)を策定し、市町村、関係機関との連携のもと、児童虐待対応に必要な取組を実施してきた。
- 「奈良県児童虐待防止アクションプラン」(第2期:平成26年度~28年度)では、児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」という4つの枠組みのもと、5つの骨子、14の主要項目及び27の評価指標を設定し、取り組みの充実を図った。しかし県内の児童虐待対応件数は依然として増加傾向にあり、また死亡事例等も発生している状況にある。
- 今回の改定にあたり、これまでの取り組み内容を検証したところ、成果指標からも、更なる取り組みが必要とされたことから、現行アクションプランの骨子や主要項目は維持したうえで、県が主体となり関係機関に働きかけを行うとともに、死亡事例等検証報告や改正児童福祉法等で必要とされる取組を追加する。

改定の視点

<H25年度の改正の視点>

◆虐待の発生要因を「探る」

- ・虐待をおこすリスク要因の分析
- ・重症事例の検証

◆虐待発生後の子どもと家庭を「支える」

- ・保護者への「寄り添い型」支援
- ・子どもの自立を支援

◆未然防止・早期対応の取組を「継続・充実・定着」

- ・市町村への支援、連携の強化
- ・関係機関との連携の強化



<追加する視点>

◆虐待の発生要因を「深く探る」

- ・支援が長期化している事例の把握と支援の見直しの実施
- ・検証結果報告書の提言内容に関する取組についての推進状況の調査を実施。

◆「連携」と「役割分担の明確化」を図るため、関係機関との「理解とつながりを深める」

- ・福祉、保健、教育、警察、司法等の機関との連携強化
- ・県と市町村との人的交流を通じた連携促進
- ・市町村における相談支援体制の実態調査と支援の実施

◆妊産婦等の子育て家庭や児童への支援を切れ目なく「つなげる」

- ・望まない、思いがけない妊娠相談への適切な対応
- ・訪問型(アウトリーチ型)支援の推進
- ・施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充
- ・里親啓発の推進と、支援者支援職員の拡充

アクションプランの充実

計画期間・進行管理

- 計画期間:平成29年度~平成31年度(3か年間)
- 進行管理:毎年度、行動指標の状況等を公表。外部委員で構成する「奈良県子どもを虐待から守る審議会」において、実施状況等を報告

行動目標・具体的行動

※ 行動の実施主体についてはカッコ内に記載 例:【 県 】

(行動目標Ⅰ)虐待の実態把握と要因分析

- 1 児童虐待の実態等の検証
 - ・虐待相談の実態調査・要因分析【 県 】
 - ・重症事例の把握と検証【 県 】
 - 新 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し【 県 】
(2年以上個別検討会議が実施されずにいる在宅支援ケースについて事例抽出を実施し、スーパーアドバイザーチームに助言を得たうえ支援内容の見直しを図る)
 - 新 検証結果報告書の活用状況の把握【 県 】
(報告書で指摘された課題が解消されているか、提言内容の進捗を把握する)

(行動目標Ⅱ)子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

- 1 地域における見守り活動の強化
 - ・地域における子育て支援の充実【 県、市町村 】
 - ・民生委員・児童委員活動の強化【 県 】
- 2 啓発活動の推進
 - ・地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【 県 】
 - ・オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発【 県、市町村 】
 - ・若年者を対象とした啓発活動の推進【 県 】
 - 新 登録里親数及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【 県 】
(里親制度等について理解を図り、登録者数及び設置数の増加を図る啓発活動を推進)

(行動目標Ⅲ)虐待の予防と早期の対応

- 1 母子保健活動との連携強化
 - ・妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【 県、市町村 】
 - 新 子育て世代包括支援センターの設置推進【 県 】
 - 新 望まない・思いがけない妊娠相談への対応力向上研修の実施【 県、市町村 】
(新生児の虐待死を防ぎ支援に繋げる面接スキルと知識を持つ職員の育成)
 - ・医療機関と連携した支援【 県、市町村 】
- 2 子育て支援の充実
 - ・養育力を高めるための子育てプログラムの推進【 県、市町村 】
 - ・学校教育におけるプログラムの推進【 県 】
 - ・子育て支援事業の充実【 県、市町村 】
 - 新 父親の育児参画の促進【 県 】
 - 新 地域の多様な人材活用による子育て支援の推進【 県 】
 - ・訪問型(アウトリーチ型)子育て家庭支援の推進【 県、市町村 】
- 3 虐待通報対策の充実・強化
 - ・県と市町村のリスクアセスメントの共通化【 県、市町村 】
 - ・通報受理時の情報の共通化【 県 】
- 4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化
 - ・要保護児童対策地域協議会の活性化【 県 】

(行動目標Ⅳ)虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

- 1 一時保護の機能充実
 - ・一時保護所の機能の充実【 県 】
- 2 社会的養護体制の充実
 - ・家庭的養護推進計画の推進【 県 】
 - ・里親制度の充実【 県 】
 - 新 新生児及び乳幼児の里親委託の推進【 県 】
(乳幼児等の里親委託を推進し、特別養子縁組が可能な事例には積極的に委託)
- 3 被虐待児等へのケアの充実
 - ・児童養護施設等におけるケア機能の充実【 県、施設設置者 】
- 4 家族の再統合、子どもの自立への支援
 - ・家族の再統合に向けた支援【 県 】
 - ・家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【 県、市町村 】
 - 新 施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【 県 】
(退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する)

(行動目標Ⅴ)子どもと家庭を支援する体制づくり

- 1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化
 - 新 福祉、保健、教育、警察、司法等の児童虐待に関わる機関との連携強化【 県 】
 - 新 警察、市町村、こども家庭相談センターとの連携促進【 県、市町村 】
 - 新 警察、司法、こども家庭相談センターとの連携促進【 県 】
(臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修 等)
 - ・県と市町村の役割分担【 県、市町村 】
 - ・市町村間の情報提供ルールの確立【 県 】
 - 新 県と市町村との連携強化【 県、市町村 】
(関係機関の相互理解を深め、連携と役割分担の明確化を図るため人的交流を実施)
- 2 市町村の組織体制の充実・強化
 - ・虐待相談対応の組織・体制の整備【 市町村 】
 - 新 子ども家庭総合支援拠点(仮称)の設置促進【 市町村 】
 - ・職員の専門性の向上【 県、市町村 】
 - 新 市町村要対協調整機関における専門職に対する義務研修の実施【 県 】
 - 新 組織体制の実態調査と支援【 県 】
(市町村の相談支援体制の課題及びニーズを把握する調査を行い、支援を実施)
- 3 県の組織体制の充実・強化
 - ・虐待相談対応の組織・体制の整備【 県 】
 - ・職員の専門性の向上【 県 】
 - 新 支援者支援員の拡充【 県 】
(市町村研修担当職員や里親支援員等の職員を拡充し、支援者を支える)